

京都府保健医療計画（概要）について

1 計画の趣旨

急速な少子・高齢化の進展や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化、精神疾患患者の急増、医師の地域偏在等の課題に対応するため、府民・患者の視点から、地域における保健医療資源の充実と、安全で良質な医療を提供する体制の構築を目指して計画を策定したものである。

2 計画の理念

- ◎ だれもが等しく、必要なサービスを楽しむことができるよう、府民・患者の視点に立った体制づくり
- ◎ 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない、良質な保健医療サービスの提供
- ◎ 地域の特性を踏まえた施策展開
- ◎ 自らの健康は自らで守ることが大切であるため、府民一人ひとりの主体的な取組を促進

3 計画期間

平成25年度から29年度までの5年間

4 計画の性格

- 法定計画である医療計画（根拠：医療法第30条の4）と、健康増進計画（根拠：健康増進法第8条）を一体的に策定（なお、府民の健康づくり指針である「きょうと健やか21」等も一体的に策定）
- がん対策推進条例の制定を契機としてがん対策の重点化を図るため、前計画では一体的に策定していた「がん対策推進計画」を別に策定（保健医療計画にはその要約を再掲）

5 計画の主な内容

(1) 二次医療圏の設定

現在の6医療圏（丹後、中丹、南丹、京都・乙訓、山城北、山城南）を設定

(2) 基準病床数の設定

医療法第30条の4第2項第11号により、病院及び診療所の病床の適正配置を目的として、入院患者の状況などを踏まえ、次のとおり基準病床数を設定

【基準病床数】

病床種別	区域	基準病床数(A)	既存病床数(B) (H24.12現在)	過不足 (B)-(A)
一般病床及び療養病床	丹後医療圏	1,257	1,180	△ 77
	中丹医療圏	2,143	2,119	△ 24
	南丹医療圏	1,392	1,370	△ 22
	京都・乙訓医療圏	15,370	19,694	4,324
	山城北医療圏	3,836	3,766	△ 70
	山城南医療圏	788	667	△ 121
	府合計	24,786	28,796	4,010
精神病床	府全域	5,728	6,376	648
結核病床	府全域	300	300	0
感染症病床	府全域	38	38	0

※ 療養・一般病床は二次医療圏ごと、精神病床、結核病床及び感染症病床は府全域で設定